第11十条第11項第1号を次のように改める。

一　ガス容器は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

イ　容器再検査を受けたことのないガス容器　次のいずれかに該当すること

(1)　容器保安規則第７条及び第17条に規定する構造及び機能を有するもの

(2)　刻印等が当該容器になされているもの

(3)　容器則細目告示第１条第２項第３号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの

ロ　容器再検査を受けたことのあるガス容器　次のいずれかに該当すること

(1)　容器保安規則第26条及び第29条に規定する構造及び機能を有するもの

(2)　高圧ガス保安法第49条に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの

(3)　容器則細目告示第32条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの

第11十1条第1項中「法第75条第３項の規定による判定を行う場合及び法第75条の２第３項の規定による判定を行う場合以外の場合（以下「型式の指定等を行う場合以外の場合」という。）」を「型式の指定等を行う場合以外の場合」に改める。

第11十11条第十11項中「第18条第５項」を「第18条第６項」に改める。

第11十六条第11項及び第11十11条第11項中「同規則補足第３改訂版」を「同規則補足第４改訂版」に改める。

第11十九条第1項中「窓ガラスの安全ガラス等」を「窓ガラス」に、「自動車（最高速度40km／h未満の自動車を除く。）」を「自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度40km／h未満の自動車を除く。）」に、「自動車（被牽引自動車を除く）」を「自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び被牽引自動車を除く。）」に、「同規則改訂版補足第３改訂版の規則1.(i)及び(ii)、6.から8.まで並びに附則21」を「同規則改訂版補足第４改訂版の規則6.から8.まで及び附則24」に、「に定める基準」を「に定める基準（同規則改訂版補足第４改訂版の規則1.(i)及び(ii)に係る窓ガラスを除く。）」に改め、同条第11項第11号イ(1)中「協定規則第43号改訂版補足第４改訂版の附則18」を「協定規則第43号改訂版補足第４改訂版の附則21」に、「協定規則第43号改訂版補足第３改訂版」を「協定規則第43号改訂版補足第４改訂版」に改め、同号イ(2)中「協定規則第43号改訂版補足第２改訂版の附則18」を「協定規則第43号改訂版補足第４改訂版の附則21」に、「協定規則第43号改訂版補足第３改訂版」を「協定規則第43号改訂版補足第４改訂版」に改め、同項第四号イ(1)中「協定規則第43号改訂版補足第３改訂版の附則18」を「協定規則第43号改訂版補足第４改訂版の附則21」に改める。

第四十条第1項第11号の11中「同規則第４改訂版補足改訂版」を「同規則第４改訂版補足第２改訂版」に改め、同項第四号中「同規則第４改訂版補足改訂版」を「同規則第４改訂版補足第２改訂版」に、「協定規則第41号第４改訂版補足改訂版」を「協定規則第41号第４改訂版補足第２改訂版」に、「6.2.」を「の規則6.2.」に、「8.2.」を「の規則8.2.」に改める。

第四十11条第1項中「同規則改訂版補足第６改訂版」を「同規則改訂版補足第７改訂版」に改め、同条第11項中「同規則改訂版補足第５改訂版」を「同規則改訂版補足第６改訂版」に、「協定規則第98号改訂版補足第５改訂版」を「協定規則第98号改訂版補足第６改訂版」に、「協定規則第112号改訂版補足第５改訂版」を「協定規則第112号改訂版補足第６改訂版」に、「同規則改訂版補足第４改訂版」を「同規則改訂版補足第５改訂版」に、「協定規則第113号改訂版補足第４改訂版」を「協定規則第113号改訂版補足第５改訂版」に改め、同条第四項中「同規則第６改訂版補足第５改訂版」を「同規則第６改訂版補足第６改訂版」に改め、同条第六項第1号中「同規則改訂版補足第５改訂版」を「同規則改訂版補足第６改訂版」に、「協定規則第98号改訂版補足第５改訂版」を「協定規則第98号改訂版補足第６改訂版」に、「協定規則第112号改訂版補足第５改訂版」を「協定規則第112号改訂版補足第６改訂版」に改め、同項第11号中「同規則改訂版補足第５改訂版」を「同規則改訂版補足第６改訂版」に、「同規則改訂版補足第４改訂版」を「同規則改訂版補足第５改訂版」に、「協定規則第98号改訂版補足第５改訂版6.」を「協定規則第98号改訂版補足第６改訂版の規則6.」に、「協定規則第112号改訂版補足第５改訂版6.」を「協定規則第112号改訂版補足第６改訂版の規則6.」に、「協定規則第113号改訂版補足第４改訂版6.」を「協定規則第113号改訂版補足第５改訂版の規則6.」に、「協定規則第98号改訂版補足第５改訂版9.3.」を「協定規則第98号改訂版補足第６改訂版の規則9.3.」に、「協定規則第112号改訂版補足第５改訂版10.2.」を「協定規則第112号改訂版補足第６改訂版の規則10.2.」に、「協定規則第113号改訂版補足第４改訂版9.2.」を「協定規則第113号改訂版補足第５改訂版の規則9.2.」に、「協定規則第98号改訂版補足第５改訂版」を「協定規則第98号改訂版補足第６改訂版」に、「協定規則第112号改訂版補足第５改訂版」を「協定規則第112号改訂版補足第６改訂版」に、「協定規則第113号改訂版補足第４改訂版」を「協定規則第113号改訂版補足第５改訂版」に改め、同条第七項中「同規則第６改訂版補足第５改訂版」を「同規則第６改訂版補足第６改訂版」に改め、同条第八項中「同規則改訂版補足第６改訂版」を「同規則改訂版補足第７改訂版」に、「協定規則第123号改訂版補足第６改訂版」を「協定規則第123号改訂版補足第７改訂版の規則」に改め、同条第九項及び第十項中「同規則第６改訂版補足第５改訂版」を「同規則第６改訂版補足第６改訂版」に改め、同条第十1項中「同規則改訂版補足第６改訂版」を「同規則改訂版補足第７改訂版」に、「協定規則第123号改訂版補足第６改訂版」を「協定規則第123号改訂版補足第７改訂版の規則」に改める。

第四十11条第1項中「同規則第４改訂版補足第７改訂版」及び「同規則第４改訂版補足第６改訂版」を「同規則第４改訂版補足第８改訂版」に改め、同条第11項及び第11項中「同規則第６改訂版補足第５改訂版」を「同規則第６改訂版補足第６改訂版」に改める。

第四十四条第1項中「同規則改訂版補足第３改訂版」を「同規則改訂版補足第４改訂版」に改め、同条第11項中「同規則第６改訂版補足第５改訂版」を「同規則第６改訂版補足第６改訂版」に改める。

第四十四条の11第11項中「同規則補足第19改訂版」を「同規則補足第20改訂版」に、「協定規則第23号補足第19改訂版」を「協定規則第23号補足第20改訂版」に改め、同条第三項中「同規則第６改訂版補足第５改訂版」を「同規則第６改訂版補足第６改訂版」に改める。

第四十五条第1項第11号中「同規則補足第16改訂版」を「同規則補足第17改訂版」に、「協定規則第50号補足第16改訂版」を「協定規則第50号補足第17改訂版」に、「6.5.1.及び6.5.3.」を「6.4.1.、6.4.3.、6.5.1.及び6.5.3.」に改め、同条第11項中「同規則第６改訂版補足第５改訂版」を「同規則第６改訂版補足第６改訂版」に改める。

第四十六条第11項、第四十七条第1項及び第11項並びに第四十八条第11項、第11項及び第四項中「同規則第６改訂版補足第５改訂版」を「同規則第６改訂版補足第６改訂版」に改める。

第四十九条第1項第11号中「同規則補足第16改訂版」を「同規則補足第17改訂版」に、「協定規則第50号補足第16改訂版」を「協定規則第50号補足第17改訂版」に、「6.5.1.及び6.5.3.」を「6.4.1.、6.4.3.、6.5.1.及び6.5.3.」に改め、同条第11項中「同規則第６改訂版補足第５改訂版」を「同規則第６改訂版補足第６改訂版」に改める。

第五十条第1項第11号中「同規則補足第16改訂版」を「同規則補足第17改訂版」に、「協定規則第50号補足第16改訂版」を「協定規則第50号補足第17改訂版」に、「6.5.1.及び6.5.3.」を「6.4.1.、6.4.3.、6.5.1.及び6.5.3.」に改め、「「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいう。」とあるのは、」を削り、同条第11項中「同規則第６改訂版補足第５改訂版」を「同規則第６改訂版補足第６改訂版」に改める。

第五十1条第11項、第五十11条第11項、第五十11条第11項、第五十四条第1項及び第11項並びに第五十五条の11第11項中「同規則第６改訂版補足第５改訂版」を「同規則第６改訂版補足第６改訂版」に改める。

第五十六条第1項第11号中「同規則補足第16改訂版」を「同規則補足第17改訂版」に、「協定規則第50号補足第16改訂版」を「協定規則第50号補足第17改訂版」に、「6.5.1.及び6.5.3.」を「6.4.1.、6.4.3.、6.5.1.及び6.5.3.」に改め、同条第11項中「同規則第６改訂版補足第５改訂版」を「同規則第６改訂版補足第６改訂版」に改める。

第五十七条第11項及び第五十八条第11項中「同規則第６改訂版補足第５改訂版」を「同規則第６改訂版補足第６改訂版」に改める。